

平成27年7月13日

茨城沿岸海岸保全基本計画改訂検討委員会 設立趣意

1. 設立趣旨

平成11年の海岸法改正により、津波、高潮、波浪などによる災害からの「防護」に加え、「環境」及び「利用」が新たに法の目的に追加されると、本県では「美しく、安全で、いきいきした海岸」の基本理念のもと、平成16年に「茨城沿岸海岸保全基本計画」を策定し、県内各地で地域の特性を生かした海岸づくりを進めている。

既に本県の海岸では、堤防・護岸をはじめ、消波工、ヘッドランド、離岸堤などの海岸保全施設がほぼ全域にわたり整備され、越波被害の防止、砂浜の維持・回復、崖の侵食対策等を行っているが、近年は、平成23年3月に発生した東日本大震災の甚大な地震・津波被害（広域的な地盤沈下含む）をはじめ、海岸侵食の進行や異常な高潮・高波による越波被害などが広域かつ大規模に発生する状況にある。さらに、今後とも海岸を取り巻く環境は、既存施設の老朽化や地球温暖化に伴う海面水位の上昇など、益々厳しくなることが懸念されている。

このような中、茨城県では、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」による新たな津波対策の考え方の基、「茨城沿岸津波対策検討委員会」を設置し、二つのレベルの津波を平成24年8月に設定したほか、潮位・波浪の計画外力については「茨城沿岸海岸保全計画外力検討会」を経て、平成26年3月に見直しを行ったところである。

また、平成26年12月には、東日本大震災の教訓を踏まえた「今後の防災・減災対策の強化」と「海岸保全施設の老朽化への早急な対応」を柱とした海岸法が一部改正されたほか、平成27年2月には海岸保全基本方針が変更されたところである。

これらの背景から、今後の茨城沿岸における適切な海岸管理を行うため、現在の「茨城沿岸海岸保全基本計画」について、基本的事項や整備内容等を点検し、関係法令や地域の情勢・特性との整合を図りながら適宜見直す必要がある。

そこで、基本計画を改訂するにあたり、海岸に関わる各分野の学識経験者や地域の意見をいただくため、「茨城沿岸海岸保全基本計画改訂検討委員会」を設立するものである。

2. 今後のスケジュール

- 平成27年度内に計3回程度開催予定

3. 検討内容

- 海岸の保全に関する基本的な事項について
- 海岸保全施設の新設または改良に関する事項について
- 海岸保全施設の維持または修繕に関する事項について
- 海岸の保全に関するその他の重要事項について